

## 1 犯罪被害者等の支援に関する条例制定の背景

- ▶ 平成16年（2004年）に犯罪被害者等基本法が制定され、地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえ、犯罪被害者等の支援等に関し、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有することとされた。
- ▶ 平成28年（2016年）に策定された国の第3次犯罪被害者等基本計画から、地方公共団体における犯罪被害者等の支援に関する条例（以下「支援条例」という。）の制定を促進する内容が盛り込まれたことを受け、各自治体において、支援条例を制定する動きが広がっている。

札幌市では、これまでは「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する条例」（以下「安全安心条例」という。）に基づき、犯罪被害者等への支援を推進してきたが、支援条例の制定の検討を開始し、「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会」（以下「審議会」という。）に支援条例の制定について諮問した。

## 2 支援条例の必要性

### ☑ 責務の明確化、持続的・継続的な支援

- ▶ 犯罪被害者等への支援は、経済的な支援だけでなく、犯罪被害者等からの相談に応じ、関係機関等との連絡調整を図った上で、必要な情報の提供及び助言を行うこと等も重要であり、市民、事業者等の協力が欠かせない。支援条例を制定することにより、行政を含めたそれぞれの責務を明確化し、社会全体で持続的・継続的な支援に取り組んでいく姿勢を示すことが必要である。

### ☑ 犯罪被害者等の支援に関する理解の促進

- ▶ 安全安心条例に必要な条文を規定するのではなく、新たに支援条例を制定することにより、犯罪被害者等支援の重要性をより強力に社会へ発信することとなり、市民や事業者に理念や意義の共有及び理解の促進が期待できる。

## 3 支援条例の制定目的

犯罪被害者等基本法に規定する基本理念の通り、札幌市における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、

基本的施策等を定めることにより、

- ▶ 犯罪被害者等の個人としての尊厳の保持及び権利の保護を図ること
- ▶ 安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。



## 4 審議会における審議

- ▶ 令和6年3月22日に審議会に対し、「（仮称）札幌市犯罪被害者等支援条例の制定について」諮問し、その後、条例素案の内容等について審議がなされた。
- ▶ 審議会では、専門的な見地から、犯罪被害者等に寄り添う視点や、市内部での連携を強化する意識等に関する意見がなされ、それらの要素が答申書に盛り込まれたところ。
- ▶ 令和6年9月11日、審議会から札幌市長に対して、審議結果をまとめた答申書が提出された。その答申内容を踏まえて、札幌市において条例素案を作成した（右記のとおり）。

## 5 条例（素案）の概要

項目	概要
目的	左記「3 支援条例の制定目的」を規定
用語の定義	「犯罪等」、「市民等」、「二次被害」、「再被害」等、条例において用いる用語の定義を規定
基本理念	犯罪被害者等への支援は、 ① 犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられるよう、配慮して行われなければならない。 ② 犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、途切れることなく行われなければならない。 ③ 二次被害及び再被害の発生防止に留意して行われなければならない。 ④ 犯罪被害者等の状況等に応じて、市、市民等、事業者及び関係機関等が相互に連携・協力して推進するものとする。
市の責務	基本理念の通り、犯罪被害者等の支援のための具体的な施策（以下「犯罪被害者等支援施策」という。）を策定し、実施する。
市民等及び事業者の責務	犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害することのないよう十分に配慮するよう努める。 （事業者…犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるよう、その就労及び勤務について十分に配慮するよう努める。）
犯罪被害者等の支援に関する計画	犯罪被害者等支援施策を計画的に推進するための計画を策定する。
相談及び情報の提供等	・ 犯罪等によって直面している各般の問題について相談に応じ、適宜関係機関等との連絡調整及び関係部局間の連携を図った上で、必要な情報の提供及び助言を行う。 ・ 相談に応じて必要な情報の提供及び助言を総合的に行うための窓口を設置する。
経済的負担の軽減	犯罪等によって受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、給付金の支給その他の必要な支援を行う。
民間支援団体への支援	民間支援団体に対し、市が実施する犯罪被害者等支援施策に係る情報の提供その他必要な支援を行う。
広報及び啓発	犯罪被害者等の支援の必要性、二次被害・再被害発生防止の重要性等の理解を深めるための広報啓発を行う。
意見等の反映	犯罪被害者等の支援に当たって、犯罪被害者等や市民等からの意見・要望等を把握し、犯罪被害者等支援施策に反映させるよう努める。
委任	この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。
施行日	令和7年4月1日を予定